

資料番号	4
------	---

令和7年3月5日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

# 広島県教育委員会会議録

令和6年12月23日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年12月23日（月） 13：00開会

15：04閉会

## 1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	菅田	雅夫
	小田原	希美

## 2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
教職員課長	藤井	典之
文化財課長	坂光	秀和
教育改革課長	今川	浩之
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
豊かな心と身体育成課長	黒田	康弘
特別支援教育課長	津村	真一郎
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	山内	領二

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	広島県重要文化財の指定について	1
日程第3	第3号議案	広島県天然記念物の指定の解除について	2
日程第4	報第1号	令和6年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	4
日程第5	報告・協議1	広島県教育委員会における障害者の雇用状況について	6
日程第6	報告・協議2	「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第1回）の概要について	8
日程第7	報告・協議3	令和7年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について	11
日程第8	報告・協議4	令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について	13
日程第9	第1号議案	令和6年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について	17

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員、中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適當ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和6年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

## 第2号議案 広島県重要文化財の指定について

篠田教育長： それでは、第2号議案、広島県重要文化財の指定について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 令和6年11月19日に広島県文化財保護審議会から答申を受けました広島県重要文化財の指定について御提案させていただきます。

広島県重要文化財の指定とは、広島県文化財保護条例第3条の規定による、県内にある有形文化財、すなわち建造物や絵画、彫刻などの美術工芸品のうち、本県にとって歴史上又は芸術上、あるいは学術的に価値が高く、本県の歴史と文化を語る上で欠かせない文化財を特定し、保護しようとするものでございます。

1 ページを御覧ください。今回お諮りする含暉院障壁画は、三原市の佛通寺に伝来した絵画で、現在は県立歴史博物館に寄託されております。

2 ページを御覧ください。現存する障壁画37点は、現在掛幅装などの形で保存されておりますが、これらは16世紀末、含暉院の庫裏・客殿の修築の際に収められたふすま絵と考えられております。

7 ページを御覧ください。佛通寺には、江戸時代後期に広島藩主である浅野齊賢の命により製作された納め箱が残っており、箱の蓋裏には、ふすま絵を良好な環境で保存するためにふすまから剥がして裏打ちを施したことや、ふすまの配置図なども記載されております。この配置図と障壁画の画題や記録類を照らし合わせると、障壁画がもともと建物内のどの場所にあったかが推定できます。

3 ページの写真を御覧ください。本障壁画の作者は、作風や伝来などから毛利氏の御用絵師を務め、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて活躍した雲谷等顔と考えられております。

①、②の真体山水図は、最も格式の高い棚の間に納められていたと推定され、風景や人物を描く筆遣いの柔らかさや、淡く金泥をはいた幽遠な空間描出など、優れた技術が認められます。

3 ページから6 ページにかけて載せております一連の障壁画には、雪舟に象徴される室町時代の水墨山水図の様式や、等顔が初期に学んだ狩野派の要素も見られることから、雲谷等顔の初期様式を示す作品であると評価されております。

1 ページにお戻りください。以上のように、含暉院障壁画は、製作優秀であることに加え、全国的にも貴重な雲谷等顔の16世紀末に遡る初期作として、絵画史研究上、重要な作品であること、また、三原地方に障壁画が設置当初の状態がほぼ復元できる形でま

とまって伝来したことも意義深く、本県の歴史文化を語る上で特に重要であることから、県重要文化財に指定することがふさわしいと判断いたしました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

菅田委員： 確認ですが、雪舟筆と寺では伝わってるけども、雲谷等顔作ということですか。

坂光文化財課長： そのとおりでございます。

菅田委員： 作風や伝来状況のほかに何か決定的なものはあったのでしょうか。

坂光文化財課長： 含暉院が建造された時代背景とその当時の状況等を考えまして、やはり作風もろもろの考え方で等顔の作品というふうに考えられているところでございます。

志々田委員： これは、研究が進んで文化財としてきちんと指定したほうがいいと思われるようになったという理解でいいのでしょうか。

坂光文化財課長： このふすま絵は、平成30年に三原市の重要文化財として指定されておりまして、その後、公開や研究が進む中で、今回、県指定にふさわしいということで提案させていただくものでございます。

志々田委員： これは、ふすまの形ではなく、私たちがよく見る掛け軸のような形になって今はもう県立博物館に収納されて安全になっているということですね。ふすまは汚れたりささくれたりしそうなので、大事にしまってあるということなののでしょうか。

坂光文化財課長： ふすまから剥がしまして裏打ちを施して、掛け軸のような形で保存してあるということで、現在は歴史博物館で良好な環境で保管しているところです。

菅田委員： 県の指定になったということで、博物館で展覧会などの計画はあるのでしょうか。

坂光文化財課長： 現時点では、予定はないのですが、今後、県立歴史博物館で検討されていくと思っております。

菅田委員： ぜひ見たいのでよろしく願います。

中村委員： 歴史上、有名な方も登場する背景のある貴重なもので、ぜひこれからもしっかりと展示をしてもらいたいと思います。

この附というのはどういったものなのでしょうか。

坂光文化財課長： 今回のふすま絵がメインですが、それに加えて納め箱が併せてセットというか、ふすま絵に加えて納め箱も文化財として指定するというので、附ということを表現しております。

中村委員： 分かりました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

それでは、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

### 第3号議案 広島県天然記念物の指定の解除について

篠田教育長： 続いて、第3号議案、広島県天然記念物の指定の解除について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 令和6年11月19日に広島県文化財保護審議会から答申を受けました、広島県天然記念物の指定の解除について提案させていただきます。

広島県天然記念物は、広島県文化財保護条例第36条第1項の規定により指定される文化財で、動物、植物及び地質鉱物のうち、学術上価値が高く、本県の自然を代表するものでございます。

今回指定の解除をお諮りする菅のムクノキは、尾道市御調町大字菅の民家の敷地にあった広島県天然記念物でございます。

昭和59年1月23日付で広島県天然記念物に指定されており、生前は樹高約24メートル、胸高幹囲約4メートルのムクノキでございました。県内有数の巨樹であり、熱帯雨林の樹種などに多く見られる板根がよく発達していることから、学術上、貴重なものとして

指定されていたところでございます。

しかしながら、当該樹木は、令和6年7月18日に根元から倒壊いたしました。樹木医の診断によると、樹勢が非常に衰えており、根も弱っているところに前日まで降り続いていた雨の影響で周辺の土が軟らかくなった結果、幹を支え切れなくなって倒壊に至ったと推測されます。

今後再生の見込みはなく、倒壊前の状態に復旧することも難しい上、尾道市道を塞いでいたことから、所有者の了解を得て令和6年8月27日に尾道市により撤去されました。

以上御説明いたしましたとおり、本ムクノキは倒壊により文化財としての価値が失われたと認められましたので、お手元の資料のとおり、広島県天然文化財保護条例第37条第1項の規定により、広島県天然記念物指定の解除を提案させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

大変残念なことであると思うのですが、本件にかかわらず広島県天然記念物はたくさんあり、その状態は年に1回など県に報告を求めるものなののでしょうか。それとも、ずっと管理者に管理を任せ、特にチェックもないということなののでしょうか。

坂光文化財課長： 定期的にごこちらから確認しているということはないのですが、個人の所有であったり、多くは神社の社叢などといったようなものもございまして、所有者の方と、基礎自治体である市町の教育委員会等の職員と連携を取りながら状況を確認しているところがございます。

細川委員： 天然記念物に指定をされたときから、管理の責任は個人の方にあるということですが、しかし、指定をされたという、特別今までとは違った管理方法などが必要かなとも思うのですが、そういうことは天然記念物についてはされているのでしょうか。

坂光文化財課長： 文化財につきましては、一義的には所有者が管理することになります。そういった中で、相談は随時受けることもたくさんありまして、そういった中で県では保存であったり、維持管理に伴う費用支援をしているところがございます。

中村委員： 関連するんですけど、写真を見ると、市道を塞いでいますが、場合によってはちょっと大変な事故になる可能性もあるケースだと思うのですが、万一のときの補償とか、そういったものには、県の天然記念物であっても、関わらないで済むということになりますか。

坂光文化財課長： やはり一義的には所有者の管理ということになりますので、なかなか難しいところではあるのですが、今回のケースは、ちょうど山の中に近いところで、まさに所有者個人の所有地から倒れて、道路も狭く、主に所有者が使われている道路ということで大きな影響はございませんでした。本来であれば所有者が撤去するということになるのですが、今回は尾道市の市道ということでございましたので、尾道市が撤去したということでございます。

中村委員： 万が一のときに何か危険が発生しそうなケースは、細川委員の質問に関連すると思うのですが、所有者任せで大丈夫なのかなという若干の心配が今この写真を見ていて少し思ったところです。

でも、なかなか全部を見て回るわけにはいかないから難しいんでしょうね。

坂光文化財課長： 確かに天然記念物、特に樹木につきましては、こういったケースというのも想定されるところでございまして、日頃から市町の担当者とは連携を取りながら状況の把握はしているところございまして、今後もしっかりと対応していきたいと思っております。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全員 挙手 )

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

ついて

篠田教育長： 続きまして、報 第 1 号、令和 6 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について審議いたしますが、複数ありますので、報第 1 号の 1 と 2 に分けてそれぞれ説明いただき、採決を取らせていただきます。

それでは、報 第 1 号の 1 について、糸崎総務課長、説明をお願いします。

糸崎総務課長： 令和 6 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、報 第 1 号につきまして御説明いたします。

令和 6 年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により知事から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時にこれを代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回、本日の会議に御報告をさせていただきます、承認をお願いするものでございます。

このたび承認をお願いしようと思います議案は、12月定例会に提案させていただいた議案は、1 枚目の資料の中ほどの 2、臨時に代理した事項にあります 2 件でございます。資料に沿って順番に御説明させていただきます。

まず、最初に、令和 6 年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

1 ページを御覧いただければと思います。

まず、1 の令和 6 年度一般会計補正予算につきまして、要求内容でございますが、資料の中ほどに、ちょうど真ん中辺りに点線囲みで記載させていただいておりますけれども、令和 6 年広島県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、42億9,600万円余の増額の補正となっております。

この要求により、資料上段の(1)の歳入でございますが、教育委員会計の欄がございますけれども、8億8,000万円余の増額となっており、補正後の歳入予算額は503億8,400万円余となっております。

それでは、(2)の歳出のところを御覧いただければと思いますが、こちらは教育委員会計の欄がございますとおり、42億9,600万円余の増額となり、補正後の歳出予算額は1,748億300万円余となっております。

続いて、2 の令和 6 年度高等学校等奨学金特別会計の補正予算でございます。こちらでも給与改定に伴う補正により、81万余の増額となっております。

教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると思われましたので、教育長が臨時に代理し、12月 5 日付で同意する旨の回答をしたところでございます。

御承認のほどよろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： ありがとうございます。

公務員のお給料が上がったことによって、当初予定していたものよりも42億ほどたくさん県費負担の先生方にお給料をお配りすることになったという理解でよろしいでしょうか。

糸崎総務課長： おっしゃるとおりでございます。4月人事委員会勧告で、4月当初に遡って給与を改定して増額で支給するということです。

志々田委員： このお給料は、4月からこの12月までを足し算をして、この年末までに先生方にお支払ってきたということでしょうか。

糸崎総務課長： 今年は12月26日に支給の予定となっております。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

篠田教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報 第1号-2 令和6年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見に

ついて

篠田教育長： 続きまして、報 第1号の2について、糸崎総務課長、説明をお願いいたします。

糸崎総務課長： 続いて、失礼いたします。

それでは、給与条例等の一部改正、市町立学校職員の給与・勤務時間条例等の一部改正について御説明いたします。

15ページを御覧ください。この条例案は、先ほど御説明させていただきましたけれども、広島県人事委員会勧告などを考慮して職員の給料表を改定するという話でございますけれども、それに必要な条例の改正でございます。

教育委員会に關係する具体的な内容ですけれども、この概要で書かせていただいておりますけれども、1の(1)のイのとおり、先ほど申し上げました令和6年4月の公民格差に基づいて給料表を改定し、月額を引き上げたい。

1の(1)のイでございますけれども、期末手当、それから勤勉手当の支給月数を引き上げるといふ条例でございます。

それから、1の(2)ですけれども、国の指定職に準じて特別職などの期末手当の支給月数を月数を引き上げるものでございます。

いずれも適用期日は、令和6年4月1日でございます。

続いて、令和7年度からの改正になりますけれども、給料表が人事院勧告に基づいて改正されるものでございます。

もう一つは、6点ございますけれども、二つ目は、1の(3)のイでございますけれども、扶養手当について、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子供に係る手当等を段階的に引き上げるといふものでございます。

3点目でございますが、1の(3)、ウでございますが、地域手当について、支給地域及び支給割合を国のものに準じて見直し、給料月額1.3%の加算措置を講じておりましたけれども、これにつきましても段階的に廃止するといふものでございます。

4点目は、1の(3)のエでございますが、通勤手当について支給限度額を、現在9万8,000円でございますけれども、15万円に引き上げるものでございます。

5点目は、1の(3)のオでございますが、単身赴任手当について、採用に伴う転居の場合にも支給できるよう見直すものでございます。

6点目は、1の(3)のカでございますが、定年前再任用短時間勤務職員等に対して、住居手当及び特殊勤務手当等を支給できるように見直すものでございます。

以上、6点の施行期日は令和7年の4月1日となっております。

なお、市町立学校に勤務する県費負担教職員につきましても、御説明いたしました職員同様に、給料表を改定するなど必要な改正を行うため、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案が提案されております。

教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適切であると思われましたので、教育長が臨時に代理し、12月5日付で同意する旨の回答をいたしましたところでございます。

御承認の御審議をよろしくをお願いいたします。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。

これらの改正というのは、広島県独自ではなく、全て国のまず基準なりが変わったことによって県が受けてお給料とかその他、多分どれも大体手厚くなっていると思うんですけど、県独自でやるのではなくて、国の基準が変わったことによる変更ということでしょうか。

藤井教職員課長： 国家公務員の人事院の改正に伴いまして、それに準じて県のほうで人事委員会がそこを判断をして県のほうに勧告するというふうになっております。

志々田委員： 確認なんですけど、国の人事院で決まったことが県の人事院で法的審議をされて、広島県に妥当であるということになり、今回変えるということでしょうか。

藤井教職員課長： そのとおりでございます。

中村委員： 地域手当の見直しの考え方を教えてもらえればと思います。広島市が上がり、府中町が下がり、その他は上がり、一律1.3%を段階的に廃止するという、この考え方はどういったことなのでしょう。

糸崎総務課長： 基本的には、国の地域の指定に合わせて調整、今現行の地域手当を変更するといえますか、国の改定に合わせて変更しております。

中村委員： つまり、なぜ広島市が上がり府中町が下がったのでしょうか。

糸崎総務課長： 広島市とそれ以外の市町の2区分になる形になりました。今おっしゃられるように、府中町がいきなり下がってしまうということが起きるので、いきなり下がらずに、段階的に行います。令和6年度の広島市は6.2%ですが、最終の8%になるまで2年かけて変更をします。府中町は6.2%から最終は4%となりますが、4年かけて変更をする形になります。

中村委員： これは地域手当ということなので、考え方としたら、例えば物価が高いところは上乘せをし、実質的な賃金に大きな不公平が生じないようにということですよ。その具体的なプラスの率等については国が一々細かく指定するわけじゃなくて、広島県教委で決められるということで合っていますか。国がもうこうしろと言ってるのに合わせるのであれば、あまり議論の余地はないんですが。広島市は上がるのに府中町が下がるとか、ちょっといまち意味が分からないなと思いました。

糸崎総務課長： 基本的には人事院勧告なので、その勧告に従うというふうになるかと思います。

先ほど申しましたような急な引下げになるので、そこの緩和措置は取りますけれども、基本的には勧告に従ってということになります。

中村委員： もらう人にとっては大きなところだと思います。勧告に従ってということであればあまりとやかく申し上げるところではないのかもしれませんが。これを見ただけではあまり意味がよく分からないなとちょっと感じました。何かを県教委で主体的に決めてるということでないのであれば、分かりました。

篠田教育長： 地域手当は、おっしゃるように生活水準をベースにして全国的な割合を調査し今回、前は細かく決めてたのを大きくくり化するというので、ちょっとそれがずれてるだけでも数%違ってしまうのを、基準を大きくくり化するというのでたまたまこういう現象が起きてしまうといったところがあり、広島市以外が今まで市区町村単位で細かくあったのを全体をまとめたので、この府中町もこういう現象が起きてしまっているという、そういうところで、最終的には人事委員会の勧告に基づいて、今言ったように県の条例で決めるということなので、その人事委員会でもそのような形で結論出てるということ踏まえての対応になります。

中村委員： 分かりました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

#### 報告・協議 1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について

篠田教育長： 続いて、報告・協議 1、広島県教育委員会における障害者の雇用状況について、糸崎総務課長、お願いいたします。

糸崎総務課長： それでは、報告・協議 1、広島県教育委員会における障害者の雇用状況について御説明いたします。

お手元の資料の1の要旨に記載しておりますとおり、令和6年12月20日の金曜日に、厚労省が令和6年における国や地方公共団体などの障害者雇用状況の集計結果について公表いたしました。このタイミングに合わせて県の教育委員会の状況を取りまとめたものでございます。

障害者の雇用状況についてでございますが、令和6年6月1日現在の実雇用率については、表のCの真ん中辺ですね、Cの列の本年度は太枠で囲ってあるところですけども、2.72%、表にあります平成30年度の1.37%からは1.35ポイントの上昇、昨年度の2.68%からは0.04ポイントの上昇というような状況になっております。また、全国平均2.43%でございますので、0.29ポイント上回っている状況でございます。都道府県の教育委員会に示されている法定雇用率が2.7%でございますので、法定の雇用率を0.02ポイント上回っている状況でございます。

次に、2ページの3、これまでの取組状況を御覧ください。(1)の教職員としての採用といたしましては、教員採用試験については令和元年度から、行政職員採用試験については令和2年度から、それまでの身体障害者に加え、精神障害者、知的障害者を対象とした試験を実施しており、その採用を行っているところでございます。

また、非常勤職員としての採用は、(2)に記載しておりますけれども、本庁の教育委員会事務局につきましては平成30年度から、それから西部教育事務所など地方機関や図書館などの教育機関においては令和元年度からワークサポート職員として、印刷、データ入力、発送などの業務に取り組んでいただいているところでございます。

さらに、(3)に記載しておりますけれども、令和元年度から全ての県立学校において学校事務アシスタントという形で教職員の教務補助でありますとか、校内環境整備などの業務に取り組んでいただいているところでございます。学校での取組は、学校現場における働き方改革の一助にも寄与しているというふうに認識しております。

令和8年7月1日からは、教育委員会に求められます法定雇用率が2.9%に引き上げられることになっております。このことから、業務改善等のために活用を検討している所属などに配置拡充を行うことで、法定雇用率の達成を図っていきたいというふうに考えております。

引き続き、障害のある方の就業を進め、その定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 2.9%に引き上げられるということは、また広島県としても工夫をしながら、障害のある方たちの働く場所をさらに拡充していくことになると思うんですけども、コロナの関係でリモートワークなどが進んできて、私の周りでも、障害があるのだけれども、リモートワークで仕事をすることによって、通勤など、職場での環境を一定にすることによって、自分らしい仕事の仕方が家だとできるということをおっしゃっている方に会い、自宅で働きながらだったり、リモートでやり取りをしながら仕事をするというようなことだったらどうですかなどといった、新しい働き方を提案するような形で働いていただけるような環境ができればいいなと前から思っていたのですが、現時点で広島県にそうしたリモートのような形で働いてくださっている方はいるのでしょうか。

糸崎総務課長： 現時点ではリモートでというような形はございます。ただ、おっしゃられるように、私たち通常職員を含めていろいろな働き方が、あと県教委の中でも学校や図書館などいろいろな地方機関がありますので、そういったところの働き方の変化に合わせて、委員がおっしゃられるような障害者の方々の働き方についてもいろいろな状況を今後検討していければと思います。

志々田委員： 特に、例えば不登校のお子さんたちなど、心に傷を負っているような方たちにこそ、障害を持っていたり自分の病気とうまく付き合いながらお仕事をされている方たちのお話やカウンセリングはとても意味があるだろうと思うので、そういうリモートだからこそできるというような仕事や障害がある方たちの障害種というものをすごく尊重した形で貢献できるような仕事が増えていけばいいなといつも思っていますので、ぜひいろいろなところから知恵を借りて、いい仕事をつくっていただければと思います。

小田原委員： 現状、障害者の実質雇用率2.72%で、それを2.9%まで引き上げるということで、0.2%引き上げないといけないということなのですが、人数でいうとどれぐらいになるのでしょうか。

糸崎総務課長： 現在のベースになる数字のまま2.9%までともし演算すれば、一応数字上は、23人ほど追加で雇用する必要があります。

中村委員： 法定雇用率を超えてるということで、これは結構なことだと思います。障害者の方からすると、恐らく県教委というのは就職先としてはいい職場のほうに入るのではないかなと思うのですが、私の会社も恥ずかしながら法定雇用率を満たすことができてなくて、

ペナルティーを結構な額を払っている状況です。何とか雇用率を上げていきたいとは思っているのですが、現実問題なかなかそう簡単にいかないところもあるのが実情です。ぜひこの（４）にあるように、民間企業との連携の中で、民間も含めた障害者の雇用増につながるように様々な事例の共有等をしていただきたいと思います。

志々田委員が言われたリモートワークをしてもらうというのも、ある意味すごくありだなと今お聞きしながら思ったのですが、民間も含めた、そういった就労数の増加といったようなことにつながるようにぜひしていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

プラス23名というのは大きなハードルかなと思うのですが、先日、広島西特別支援学校を訪問させていただいたときに、広島西特支は病弱の児童生徒さんが学ぶ学校ですが、病棟から通勤して学校事務アシスタントとして働いておられた方がいらっしゃったとお聞きしました。また、先生のお話を聞くと、やはり児童生徒が生きていくために働く場が欲しいということで、学校内にテレワークができるようなスペースや居場所みたいなものがあれば、保護者の方も卒業しても子供が働いたり生活したりできるというようなこともあって、ぜひ必要じゃないかというような声もお聞きしました。そういう一つ一つの積み上げで法定雇用率をクリアするということに向かっていくべきであると思うのですが、3の（3）に書いていただいているところでもあると思うんですけども、今後やはり広島西特支に限らず、そういう場を持つことによって、特支で学んでくれた子供たちが活躍できる場を持つべきではないかなというようなことを思うのですが、その辺のところはいかがでございましょうか。

糸崎総務課長： 委員がおっしゃられるように、特別支援学校は、県教委が所管しており、障害者の方々を就労に育てていく、教育して育てていくという場所をそもそも自らが持っており、私たちもこういった場所、学校など、こういった私たちの取組の中で卒業生が働いていただければよいかなどは思っております。

学校事務アシスタントについて申し上げますと、学校で行われている事務に従事している業務内容というものを、これからも少し精査しながら、何がどこまでどういうふうに行うことができるのか、実際問題申しますと、教頭、事務長などのサポートなども得ながらお仕事をさせていただけるような状況がございまして、そういった職場環境を用意して、どのようなお仕事を、学校内にあるものを整理をしながら、何ができるのか、今テレワークは導入されておませんが、アシスタント事務、そういったところがテレワークでできる業務がどのようなものか、どれくらいあるのかといったことも含めて精査しながら働き方、障害者の方に働いていただきたく、ありようを引き続き検討していきたいというふうには思っております。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議2 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第1回）の概要について

て

篠田教育長： それでは、続いて、報告・協議2、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第1回）の概要について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 失礼いたします。

それでは、報告・協議2によりまして、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第1回）の概要について説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。1 第1回有識者会議の概要のとおり、令和6年3月に策定をいたしました今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）に掲げます県立高等学校の目指す姿の実現に向けた実施計画を策定するに当たりまして、教育やまちづくり、産業等の分野に関する有識者7名による有識者会議を設置いたしましたところでございます。

この有識者会議につきまして、去る12月4日水曜日に第1回目の会議を開催いたしまして、県立高等学校を取り巻く状況や第2期基本計画の概要について御説明させていただくとともに、実施計画の策定に当たっての方向性等についてを議題といたしまして、

有識者の皆様から第2期基本計画における取組の方向性にに基づき、実施計画を組み立てていくための基本的な視点となるキーワードや実施計画の策定に当たっての方向性全体につきまして御意見をいただきましたので、主なものについて御報告させていただきたいと存じます。

それでは、2 第1回有識者会議における主な意見を御覧ください。

枠囲みの中でございますけれども、まず、これから実施計画を検討していくに当たりますと、子供や保護者をはじめとする県民にとって、実施計画により県立高等学校の学びがどう変わっていくのかを分かりやすいものにするためのキーワードの案といたしまして、探究的な学び、実践的な学び、多様な学びの三つをお示しをしたところ、各キーワードは広島県教育委員会がこれまで伝統的に大切にしてきたものになっているが、10年後を見据えたときにはイノベティブという要素もあったほうがよいのではないかと。

また、キーワードに、10年後においても普遍的な要素を入れることも重要で、県立高等学校の強みである地域とのつながりを普遍的な価値として大きく位置づけるべきではないかといった御意見をいただきました。

また、策定に当たっての方向性について、五つ目の丸からになりますけれども、高校生を中心とした視点から実施計画を表現するなど、主体である子供たちが見てわくわくするようなものにしてほしい。

県立高等学校は、地域における高校生の役割を見据えた配置が必要ではないか。その際、授業や部活動において人数が少ないことによる不利な面を軽減する支援やアイデアが必要ではないか。

10年後には、現時点における最先端の技術等は既に古くなっているもので、高校生段階では、例えば、物の見方や考え方、多様な他者と協働する力のような基礎リテラシーと新技術への対応力の育成を並行して進めるべきではないか。

また、県立、私立、市立などの高校がある中で、県立高等学校がどういう役割を果たすべきなのかという視点も必要ではないかなど、様々な御意見を頂戴しております。

続いて、資料の2ページでございます。こうした御意見を踏まえまして、3 今後のスケジュールにございますとおり、引き続き有識者の皆様方から御意見を頂戴しながら、実施計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、有識者会議で頂戴した御意見等につきましては、今後も適宜、教育委員会会議で御報告させていただきます。

また、会議当日、有識者の皆様にお配りした資料をその後に添付してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いたします。

菅田委員： 有識者の方々に配られた資料ということで、一段と激しくなる少子化に対応することだと思っておりますけれども、そういう意味では、岡山に比べると広島は小規模校をちゃんと維持してるといふ、これは県としてはすばらしいと誇りに思っているんですけども、規模が小さくなるといろいろところで教育的、集団教育など、簡単にいうと部活などに影響が出てくると思っておりますけれども、そういった意味で学校間の越境、このクラブの場合はこっちの高校に放課後連れていってというような、越境教育をキーワードとして入れていただきたいのと、それから、実験校で取組が始まろうとしてるエージェンシー教育を今後のキーワードとして入れていただければと思いますので、御検討のほどよろしくお願いたします。

中村委員： 基本計画で県立高校の役割とか県立高校教育の目指す姿を明らかにしてありますので、それに向かった実施計画を決めていくということなわけなんですけれども、いろいろ有識者の方に御意見をいただいておりますし、これから先もそういった御意見も踏まえて決めていくということですよ。

今回のいただいた御意見の中でいけば、高校生の視点であり、高校生というか中学生なのか、これから高校に通う児童生徒から見てわくわくするようなものにしてほしいというのはすごくそうだなと思えました。

基本計画を改めて見直してみても分かるように、ちょっと子供が読むのには難しい内容だと思っておりますし、まずこういった視点で、そのものということなのか、あるいは分かりやすい別の何か大事な素案みたいなものをつくるということかもしれませんし、大事な視点だと思えました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

今回第1回のテーマが実施計画策定に当たっての方向性等についてということでございましたが、今後のこの有識者会議のテーマというのはやはりこのままでいかれるのか、またテーマが変わったものについて御意見をいただくのか、どういう進め方になるのでしょうか。

今川教育改革課長： このたびは大きな方向性ということで、本質的な視点、観点について事務局案の提示をして御意見をいただいたというところでございます。

このたびの実施計画の策定というのが、10年後の県立高等学校、全県にどのような課程・学科を配置をして、それをどのような学びを展開し、それをまたどの学校で、かなり具体的な内容を策定するということを目指しております。

したがって、今後は、まだ今後の展開というのを整理しきったわけではございませんけれども、例えば先ほど申しましたどんな課程や学科が本県の高校に必要なのかといったような、今後は各論に至るところまでの御意見を頂戴していきたいと考えております。

細川委員： ありがとうございます。

となると、資料11にございます、ここに基本計画（第2期）の概要が書いてあります、課長が今おっしゃってくださいました課程、学科等の在り方、それから、その下に配置及び規模の在り方というのを書いてありますが、全般的に御意見を交わしていただくというふうに考えてよろしいですか。

今川教育改革課長： おっしゃるとおりでございます、基本計画の内容が課程・学科の在り方と、配置・規模の在り方、大きな二つの柱がございまして、その両面について御意見を頂戴して実施計画に盛り込んでいきたいと考えております。

細川委員： ありがとうございます。

この辺が非常に今度の基本計画では重要なところになってくるのではないかなと思うんですけども、御意見の一番下に書いてありました、税金でいろいろなことを賄わなければいけないという現実的な問題もあるので、今後予算等に関する議論も必要になってくるのではないかなというところは個別の問題になって、全般的な視点に立った御意見であろうというふうに思うのですが、今後、課長がおっしゃいましたように、在り方ということをいろいろな視点からしっかり議論いただいて、それをまた私たちにもお聞かせいただいて、この実施計画がよりよいものに、充実したものになるように望みたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

志々田委員： 考えれば考えるほど難しいことで、有識者の先生方も、今回はいいんだと思うんですけど、この先議論を重ねていくときにどれだけの大変さが出てくるのだろうと思ったら、大変なことだと思うんですけど、やはり議論をしていくときに、広島県として県立学校をどうしていくのかということと考えていけないのかなと思います。それは県全体にとって、どこに広島県の教育を、今まではなるべく同じ質のものを全ての子供たちにどうやって均等にそれを配れるかという発想で今までの議論というのはやっていたのだと思います。でも、それがもうできないんですね。明らかに格差が大きくなっている状況の中では、今度は広島県でやりたい教育とかというものが、子供たちに提供、子供たちが欲しいと思う教育がどこに行けば手に入るのかというような形で議論をしていけないといけないだろうなというふうに思います。

今、高校教育の中で普通科というものの見直し、様々な議論がされている中で、広島県の県立高校に行くこんな学びができるんだということで、全国から子供たちを連れてくるんだというぐらいの勢いで、いいイノベティブな学校ができればなと思います。

県の中でどれくらいの人が出て、そこに何校配置してという議論をしていたら今までと何も変わらないので、今、島留学など様々な地方都市であることの魅力を使いながら教育的なベンチャーのようなことをしているところがたくさんあつたりすると思うんですけど、ただ、そういう新しい高校、例えば叡智学園はそういうつもりでつくったのだと思いますが、叡智学園も今年完成年度を迎えて、叡智学園がこの県の教育にどれくらいイノベティブな機能をもたらしたのかなど、そういう今やれていることの総ざらえをした上で、望ましい県の教育の在り方というのを考えていただける有識者会議になればいいなと思いました。

それは数の問題ではなく、質の問題になると思うので、全国、世界中で行われている指導教育の新しい形というものをこの有識者の先生たちにも見てもらって、広島でどうだろうなど提案型の何かができるといいなと思います。やはり今持っていて今見ているものだけで考えていくと、絶対に数の論理になっていくので、何か新しいものを見ていた

だいて議論したらもっと面白くなるのかなと思いましたが、私も勉強したいと思いました。

小田原委員： なかなか言語化が難しいのですが、意見の中の三つ目に広島県らしい言葉というのが入っていて、これは一体何だろうとずっと思っていて、今、菅田委員や志々田委員がおっしゃったような越境教育を入れるとか、どんな地域にも学校があるよとか、広島だからできる教育があるというような話を多分ここでぐっと入れていくのだろうということをやちょっと想像はしていたのですが、有識者の方のいう広島県らしいは何か出てきましたか。

今川教育改革課長： 具体としてあったということ言えば、1番目に出てくるイノベーション立県というものを目指していましたし、革新的な取組をしてきた事実もあるので、一つ、イノベティブという言葉は広島県らしくなり得るんじゃないかといったことであったりなど、これはまだ広島県ならではのということではないのですが、やはり広島県、県立高校ということで、地域とのつながりは強みだし、特徴であろうと、それらがうまく実施計画の中に盛り込めないかといった意見を頂戴しているところでございます。

小田原委員： ありがとうございます。

もう1点あるのですが、6点目のところで、まちづくりの中で地域に高校生が存在していることは大切なので、地域における高校生の役割を見据えた配置が必要とあるのですが、これはあくまでも地域や産業が高校を欲しがっているという話に集約されるのですか。それとも、何か違う意味が含まれているのでしょうか。

今川教育改革課長： 様々な意味があるかと思いますが、この意見の中でおっしゃった趣旨というのは、とりわけ中山間地等でその地域の中に高校生がいて、例えば元気を与えてくれるなど、様々なエネルギー源になっているというような、そういった高校生が地域にいるということの意味をしっかりと踏まえた計画にしてほしいと、そういった趣旨でおっしゃったように受け止めております。

小田原委員： この点はすごく難しいテーマなんだろうなと思いましたが。何となく過疎地域の学校を見学させていただいた中で、学校を存続させてほしいという地域の要望はよく分かるころではあるのですが、それは本当にそうなのか、そのまま温存させることがプラスなのかマイナスなのか、本当によく考えないといけないことだなと思いましたが。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

本件の審議は、引き続き有識者会議等の状況も踏まえて報告させていただきながら、委員の皆さんに御意見いただきたいと思っております。

基本計画を踏まえて全県的な観点で、今まで積み上げてきた強みであるとか、あるいは高校生の視点でどう充実させていくのか、その学びの場を新たな観点、どういったものを取り入れていくのかといったところも、様々な論点があるかと思えます。これからまた、より具体的なところで議論をしていかなきゃいけないところでもありますので、また委員の皆様には御意見を頂戴しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

では、以上で本件の審議を終わります。

### 報告・協議3 令和7年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

篠田教育長： それでは、続いて、報告・協議3、令和7年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 報告・協議3によりまして、令和7年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。

1 ページがこのたび報告させていただきます令和7年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。

2 ページ目には、参考としまして過去10年間の委員の構成表をつけております。網かけをしております令和4年度は、直近で来年度と同様の採択を行った年度でございます。

3、4 ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししております。

5 ページには、令和7年度教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の枠で囲んでおりますところが、本日の教育委員会会議に当たります。

6 ページには、令和6年度、今年度の広島県教科用図書選定審議会委員をお示しして

おります。

それでは、説明を始めます。資料の1ページを御覧ください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものでございます。

まず、1の「選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。来年度の選定審議会におきましては、この2点について御審議していただくこととしております。来年度は、検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定します教科用図書についてのみ御審議いただきます。これは小学校用及び中学校用の教科書の採択替えは4年に1回であるのに対し、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書の採択につきましては毎年行うこととなっているためでございます。

次に、2の「委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。六つの考え方をお示ししております。こちらにつきましては、昨年度からの変更はございません。

次に、3の「委員の構成」について御説明いたします。委員の区分につきましては、1号委員として義務教育諸学校の校長及び教員を、2号委員として教育委員会関係者を、3号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。

この区分につきましては、3ページを御覧ください。上から四つ目の「構成」の欄にお示ししておりますように、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条に基づいております。

また、委員の定数につきましては、その下にありますように、「広島県教科用図書選定審議会委員定数条例」により20人となっております。

1ページにお戻りください。20人の内訳は表にお示ししておりますとおりです。来年度は先ほど申し上げましたとおり、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択についての審議が行われることを踏まえ、1号委員7名につきましては、特別支援学校の委員を3名としております。

また、小・中学校いずれにも特別支援学級がございますので、小・中学校の委員を各2名としております。

2号委員、3号委員につきましては、今年度と同様でございます。

今後、慎重に人選を行いまして、3月の教育委員会会議において審議会の委員の候補者を提案させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。

来年度はそれほどたくさん教科書を選定するのではなく、特別支援学校の、しかもいわゆる教科書ではない絵本等の教科書、テキストを使うものを選ぶということなので、こういう形で特別支援学校の先生たちに入ってもらったり、各学校の特別支援学級の先生たちの御意見もお聞きしながら選定できることはいいことだろうと思います。

一方、いつも思うのは、大体出てくるテキストが一緒で、10年も20年も前から愛用されている絵本も大事だろうと思いますが、今どんどん新しいものであったり、視覚の工夫があったりなど、10年前に比べれば絵本も随分とたくさんいろいろなものがあるので、もしかしたら、授業として使いやすいということを考えていくときに、今まで使っていたから使えるのではなくて、こういう絵本とか、こういうテキストがあったらいいねということから本を探すという、今、本があってそれを選定するとなっておりますが、こういうテキストやこういう教材があればいいというところを示していただき、そこから本を探すというような選び方をしてもらおうとまた刷新できるかなと思います。

なので、特別な教科書として使用するものとして、どんな条件だったり、どんな内容であったり、どんな工夫があるほうがいいのかということをごひ話していただき、それを示してから本を推薦いただくような、何か手順が少しだけ、巻き戻して議論ができればいいなと前から思っていたので、ぜひ議論をしていただければなと思いました。

松尾義務教育指導課長： ありがとうございます。

今、志々田委員からいただいた御意見はごもっともでございまして、とりわけ特別支援学校や特別支援学級の児童生徒は、一人一人の特性や実態に応じて教科用図書を選んでいくことが重要となってまいりますので、そういったこともしっかり学校と連携しながら採択を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。  
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について

篠田教育長： それでは、続いて、報告・協議 4、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 報告・協議 4、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県調査結果について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。初めに、1 調査結果の公表について御説明いたします。

スポーツ庁が全国の国公私立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の全児童生徒を対象に、令和6年4月から7月までに実施した令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が12月20日金曜日に公表したことに併せて、本県児童生徒の令和6年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を取りまとめました。

2 調査内容は、資料にお示ししているとおりです。

3 調査結果とその要因を御覧ください。(1) 本県と全国の体力合計点の比較をいたしますと、広島県における体力合計点は小学校・中学校の男女とも全国と同程度の結果となり、全国との差は令和5年度と比較して縮小しました。

この縮小した要因としましては、児童生徒質問紙調査において、平日1日の学習以外にテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間が3時間以上の本県児童生徒の割合は、昨年度同様、全国と比較し高いことに加え、昨年度と比較して増加していることが上げられます。その結果として、学校の体育の授業以外で1週間に運動やスポーツを実施している時間が減少傾向にあることが考えられます。

続いて、2ページを御覧ください。(2) 本県と全国の児童生徒質問紙調査の比較をいたしますと、運動やスポーツをすることが好きと回答する児童生徒の割合は全国よりも高く、加えて体育・保健体育の授業が楽しいとか自主的に運動やスポーツをする時間をもちたいと回答する児童生徒の割合も全国よりも高いことから、意欲的に運動やスポーツに取り組もうと思っている児童生徒は多いことがうかがえますが、結果として体力向上につながっていないところに課題があります。

5 全国と広島県の体力合計点平均値の年次推移について御説明いたします。

このグラフは、調査を開始した平成20年度から本年度までの体力合計点の平均値の推移を示しております。

なお、本調査は平成20年度から実施しておりますが、平成22年度と平成24年度は抽出調査による実施、平成23年度と令和2年度は中止しております。

本県の児童生徒の体力は、体力合計点平均値の年次推移を見ると、平成30年度まで上昇傾向にありましたが、本年度の調査では、中学校の男子以外は令和5年度の調査結果を下回る結果となりました。令和6年度の結果につきましては、先ほどお伝えしましたとおりです。

参考といたしまして、3ページ、6 広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査より、高等学校第2学年の体力合計点年次推移を御覧ください。本県の独自調査として開始した平成23年度から本年度までの体力合計点の平均値の推移を示しております。

男女とも、令和5年度の調査結果を下回る結果となっております。しかし、調査以来の過去最低平均値は上回る結果となっております。

続いて、7 児童生徒質問紙調査において、運動やスポーツをすることは好きですかの問いに、好きと答えた児童生徒の割合について御説明いたします。

このグラフは、コロナ禍前の平成30年度から本年度までにおける好きと答えた児童生徒の割合の推移を示しております。

コロナ禍で行動制限のあった令和3年度以降の推移を見ますと、中学校第2学年女子以外は増加傾向にあることに加え、コロナ禍前から全国より高い割合で推移しております。中学校第2学年女子におきましては、減少傾向にありますが、全国よりも高い割合で推移しております。

本県の課題といたしましては、体力合計点の低下傾向が続いていることです。先ほど少し触れましたが、児童生徒質問紙調査において、平日1日の学習以外にテレビやD

VD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間が3時間以上の本県児童生徒が全国に比べて割合が高いことに加え、令和5年度と比較するとさらに増加しており、学校の体育の授業以外で1週間に運動やスポーツを実施している時間が減少傾向にあります。

その一方で、運動やスポーツをすることが好きと回答する児童生徒の割合が全国よりも高く、加えて体育・保健体育の授業が楽しい、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと回答する児童生徒の割合も全国よりも高いことから、学校における児童生徒が楽しいと思える体育・保健体育の授業改善は進んでいると言えます。

体育・保健体育の授業においては、音楽を流しながら活動を行ったり、ペアやグループでの柔軟運動、多様な動きの習得に向けたアクティブチャイルドプログラム等の運動遊びを取り入れたりして、体育に意欲的でない児童生徒も楽しめるような工夫をお願いしているところがございます。

しかし、結果として体力向上につながっていないところに課題があります。体育・保健体育の授業において、ただ楽しく運動するだけでなく、児童生徒が自らやってみたいと思える授業を行うことが重要であります。

その手だてとして2点申し上げます。

1点目は、体育の授業における運動量の確保です。準備運動においても短時間で運動量が確保できるよう、アクティブチャイルドプログラム等を取り入れたり、主体的に活動し、時間を効率的に活用できるよう、児童生徒にとって何度もやってみたい。試してみたいと思えるような教材や活動の場を設定したりして、限られた時間の中で楽しく運動量のある活動をしていくよう、指導してまいります。

2点目は、体育分野と保健分野との一層の関連を図った授業改善です。中学校段階におきましては、身長や体重が急に発育するなど体に大きな変化が現れてきます。あわせて、思春期に入り、心の変化も現れてきます。

このため、心と体のつながりや効果的なトレーニング方法、体の使い方などを学ぶことで運動に対する意欲を喚起させ、運動習慣の改善、体力の向上につながるよう指導してまいります。

それに向け、広島県で実施している体育に関する指定研修や体育指導推進リーダー等研修において、実技を通してより具体的な指導方法等を示すとともに、楽しく活動するだけでなく、短時間で運動量を確保する活動や時間の効率的な活用法等を参加された先生方に示すなど、研修内容の改善に取り組んでまいります。

さらに、体育に関する指導推進校等における授業改善の取組について、学校体育スポーツ研修やマナビノラボ、ホームページ等で紹介し、好事例を全県へ波及してまいります。

平成25年度から実施している本県教育委員会の事業である広島県にゆかりのあるオリンピックアンから学ぶ走り方教室などにおいては、本物から直接見て学ぶことを通して、児童生徒の運動やスポーツに対する意欲の向上につながっております。引き続き報道機関等を通じて全県に広く周知していただき、多くの学校で実施することができるよう、努めてまいります。

なお、本県独自調査である令和6年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果につきましては、年度内にホームページに掲載し、公表することとしております。その際、体育に関する指導推進校で行われた指導改善の取組の好事例を併せて紹介し、児童生徒の運動、スポーツに対する関心や意欲を高める取組のさらなる充実を図ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

菅田委員： グラフを見ると、コロナの影響がかなり強いと思っています。先ほど言われたように、運動に興味を持ち、楽しみながら運動ができるのを引き続き推進していただきたいと思ひます。

それと、コロナで影響というのはやはりネット依存症、週末の日経新聞に出ていました。10代で4分の1がもうネット依存症といってもおかしくない。もうネット依存症は運動不足にもつながりますし、学力の低下にもつながりますし、一番は躁鬱病のほうを誘発するというふうなことなので、運動推進とともに、ネット依存予備軍をいかに減らすかというのをやっていただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

黒田豊かな心と身体育成課長： コロナの影響というのはだんだん解明されつつあるところで、最近よく体育の世界で言われているのは、コロナ禍に小学校低学年あたりでいた生徒は、生活習慣が確立する時期にコロナ禍にいたというのが影響しているというふうに言われ始めました。

それから、小学校高学年がコロナ禍にいた子は、いわゆるスポーツの、スポーツクラブとか何か、サッカーをやってみようとか、ダンスをやってみようとか、そういったスタート時期にあった子らがちょっと出遅れ、中学校でも部活動の加入率が下がっているという状況が見受けられます。そういった影響がだんだん分かってきて、そういった子にどういった手だてをしていくかというのが我々の今の課題かなと思っているところです。

委員におっしゃっていただいたとおり、病気のことも気にはなりますし、全てがそういった影響が少しずつ出てくるのではないかと心配はしております。

中村委員： ありがとうございます。

昔、我々が小学生の頃は休憩時間は走り回っていましたし、放課後は家にかばんを置いたら学校の校庭に集まって、今日は何組と野球の試合という感じでみんなで集まっていたんですけど、その辺りが大分変わってきてるのだろーと思いますし、やらないといけないことも増えているし、こういったスマホやゲームの影響もあるんだろーと思うのですが、保健体育の時間を使って指導や運動量の確保に取り組むということも大事なのですが、やはりそれだけでは絶対足らないので、休憩時間等は体を動かしてほしいなと思うのですが、さっき御説明されたように、やってみたいとか試してみたいといったようなことを、子供同士でまさに体を動かしてやってみたいといったことになるような指導をぜひしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 私たちが小学生、中学生の頃は、おっしゃられたとおりだと思いますので、子供たちが何かに誘発されてそこへ、順番を取りに走っていたというようなことだったと思います。今、そういった状況がなかなか生み出しにくいというのが現状です。それを休憩時間中の先生方をお願いするのちちょっと難しい状況もございまして、なかなかそういった運動を誘発する意欲を喚起させるというところで苦労しているという現状です。

ただ、おっしゃられるように、そういった運動時間、運動量を確保するという意味では、必ずそういったことが必要になると思っておりますので、引き続きいい手だてを考えて進めていきたいと思っております。

中村委員： ちょっと聞いてみるのですが、教育実習の先生が来ているときは、休憩時間も子供もぐりついてじゃれ合ったりしながら騒いで、休憩時間中もみんなで遊んでるような光景があったと思うのですが、その辺りも変わってきているのでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 先ほど言いましたように、やはり休憩時間というところの概念が昔とちょっと変わってきてるというのは確かです。

中村委員： 働き方改革でもあるから、まあ言いにくいんでしょうね。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

体力、能力にはなかなか結びつかないが、スポーツをすることが好き、スポーツをする時間を持ちたい、体育、保健体育の授業が楽しいと思ってくれるというのは、私としてはまずうれしいところでありまして。

そこで、先ほど課長がおっしゃいましたように、運動量が大切だということと、それから質も大切だということをおっしゃったと思うのですが、私、為末さんの「走り方教室」を授業参観させていただいたんですけど、本当に子供が技術を教えてもらう前と教えてもらった後でタイムが速くなり、走り方が分かってうれしいというような感想を言ってくれましたし、オリンピックの方にどんどん県内の小・中学校、高校もかもしません。御指導いただけたらなと思います。

それから、いつもここで申し上げるんですけど、小谷小学校へ行かせていただいたときに、マラソンやって50年と学校の上を書いてありました。特に体育の教諭で特別に配置された方がいらっしゃり、教え方もうまいし、内容、子供が大変楽しく授業をやっていたというのを記憶しているのですが、ああいう体育の専門の先生というのは県内に何人ぐらいいらっしゃるのですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 何人というのは申し上げられないですけども、小谷小学校は東広島市の教育委員会では体育の指定校として代々体育の専門家が配置されている学校です。なので、先ほど持走50年、もうぐるぐる走っているのですが、ああいった指導を常々やられていて、地域の方もそれが当たり前というか、そういうことを期待している保護者もおられます。そういったような流れで小谷小学校はやっています。

それから、走り方教室ですけれども、これをもう十数年、県教委主催でやっておりまして、為末さんや木村文子さんなどが来てやってくれているんですけれども、今その授業を呉市や三原市だったり独自でそのノウハウが伝わってやってくれているので、随分広がりを持ってきているというふうに感じています。なので、県教育委員会だけが幅を広げるといっても、そういった横の広がりを今はつくっていて、新聞記事にも時々出ているのは、教育委員会主催の授業だけじゃないものが出ているという状況です。

細川委員： ありがとうございます。

東広島市が大変羨ましいなということを感じます。やはり県内でああいう指導力、魅力のある授業ができる先生をたくさん配置していただいて、体力と運動能力の向上を図っていただけたらなということをお思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

志々田委員： 平均であることが悪いわけではないので、いいことだと思います。

気になるのは、分布です。フタコブラクダの形なのか、それとも、例えば5年生の子たちの体力として、できない子とできる子たちがフタコブラクダになってるのか。二こぶになってるのか、それともきれいに放物線描いてるのか、どちらでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 放物線なのですが、若干高いほうに寄っています。

いわゆる不得意というか、その層が少ないです。

志々田委員： それはよいことかなと思いますので、私、運動するのが好きじゃない子供でしたので、運動することが好きだという子たちの数が全体的に、好きだったらやはり多分できるんだろうと思うので、その好きさを増やしていくという取組をずっと続けてきてることはよく分かってるので、ぜひよい正解がその先にあるといいなと思って聞いておりました

小田原委員： 先ほど部活に入っている方もちょっと減少傾向あるというお話があったのですが、具体的に運動部やスポーツに関する部活に入っている児童生徒の数の推移とか何か分かれば教えていただきたいです。

黒田豊かな心と身体育成課長： 今手持ちですぐ説明できるものは、実は地域のスポーツクラブや学校の部活動に所属していないという、入ってる子ではなく入っていないという子のパーセンテージをお話ししますと、中学校の女子が18.5%で、全国は17.4%ぐらいです。逆に、スポーツクラブに所属しているという数字、部活動とスポーツクラブに所属しているという数字は、広島県が52.6%で、全国が52.7%で、0.1ポイント広島県が低い状態です、ほぼ平均なんですけれども。そういったことが分かります。

小田原委員： ありがとうございます。

入っていない人が意外と少ないなという印象だったのですが、ちょっと気になったのが、先生方の働き方改革との関係で部活動の量が減っているのかなと思ったのですが、それは全然関係なくそういう数字が出ているということでもよろしいのでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： ちょっと比較しにくいんですけども、部活動のガイドラインというのがお示しをしまして、広島県でもそれに従ってガイドラインを作成しました。

今、部活動は平日4日で、土日のどちらかという週5日の活動ということでガイドラインでは示しております。活動時間については、平日が2時間以内、土日が3時間以内ということで示させていただいてるので、その枠の中で活動を今されているというふうに理解していただければと思います。

小田原委員： ありがとうございます。

今、平日は2時間なんですよね。私が部活やってた頃の時代よりやっぱり減っているんだなというのは率直に思いました。その分、先生が負担をしていたということだと思います。そこは先生の働き方改革の関係で先生に頑張ってもらうことはできないので、もし時間を増やすことになれば、民間に何か協力をしてもらわざるを得ないところになっていくのでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 実はこの平日2時間、休日3時間というのは、生徒側の活動の時間を制限していて、そのほかの余暇の時間は、生徒はいろいろな時間を使える時間を設けようということと、オーバートレーニングの意味です。そういった心配から言われているということで、全国でガイドラインの審査で、広島県でも同様のガイドラインを示しているということになっております。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員各位からいろいろ御意見がありましたけれども、コロナですとか、あるいは教員の働き方改革を含めていろいろな社会的な背景で変化はしてきている部分はある程度やむを得ないかと思っておりますけれども、それを踏まえてどうしたらいいか、どう体力の向上のた

めに取り組んでいくかというところをいろいろ成功事例もあろうかと思ひますし、委員からも御指摘いただいた部分もありますので、引き続きそういったところをしっかりと分析をして、体力の向上の成果を検討いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

以上で本件の審議を終わります。

それでは、続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:48)

**第1号議案 令和6年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について**

令和6年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:04)

# 広島県教育委員会会議録

令和 7 年 1 月 1 0 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年1月10日（金） 13：00開会

13：19閉会

## 1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	菅田	雅夫
	小田原	希美

## 2 出席職員

教育次長	池田	克輝
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
教職員課長	藤井	典之

## 3 欠席職員

管理部長	江原	透
------	----	---

## 教育委員会会議定例会日程

	頁
日程第1 会議録署名者について	1
日程第2 第1号議案 附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定 について	1

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。  
会議録署名者として、志々田委員及び菅田委員を御指名したいと思っておりますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。  
本日の会議議題はお手元のとおりで。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

( な し )

篠田教育長： それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

#### 第1号議案 附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について

篠田教育長： それでは、第1号議案、附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について、藤井教職員課長、説明をお願いします。

藤井教職員課長： よろしく申し上げます。

第1号議案、附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について御説明いたします。

##### 1 提案の趣旨を御覧ください。

教育職員免許状の授与に關することですが、令和4年度に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、免許状の授与権者である各都道府県教育委員会に教育職員免許状再授与審査会を置くこと、また、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者に対し、再び免許状を授与するに当たり、あらかじめこの審査会の意見を聴かなければならない旨が規定されました。

対象者は、法施行日である令和4年4月1日以降において、児童生徒性暴力等を行い、特定免許状失効者等となった者であり、また、免許状が失効等となった者が免許状の再授与を受けるまでの欠格期間が3年間となっていることから、令和7年度から対象者からの再授与申請が行われる可能性が生じます。

このため、対象者への再授与の適否について意見を伺う附属機関として、広島県教育職員免許状再授与審査会を新たに設置するとともに、その組織及び運営に關して必要な事項を定める広島県教育委員会規則を制定しようとするものです。

##### 次に、2 広島県教育職員免許状再授与審査会の概要を御覧ください。

審査会の組織及び運営に關してでございますが、2ページ目の(3)組織及び運営の記載の表において、中ほどの省令の列に丸を付している項目が教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則により既に定められている項目、県規則の列に丸を付している項目が、このたびの規則の制定により定める項目となっております。

省令では、委員の任期、会の定足数、議決方法などが定めております。議決方法については、出席委員の過半数で議決、ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全会一致によるものとされております。

制定する規則におきましては、児童生徒性暴力等の防止等に関する国の基本指針や他の附属機関の組織・運営状況等を参考に省令に定めのない委員の数、委員の構成、委員の除斥などを定めることとし、委員の数では5人以内、委員の構成では、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する医療、心理、福祉、法律の専門家等及びその他教育委員会が適当と認める者で委員を構成することとしております。

なお、委員につきましては、現在選定作業を進めており、3月の教育委員会会議で選任していただく予定としております。

##### 次に、4 附属機関の設置日及び教育委員会規則の施行期日を御覧ください。

設置日及び施行期日につきましては、令和7年度から対象者からの再授与申請が行われる可能性が生じることから、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： まず、これをどなたにお引き受けいただくのかということがとても難しい問題ですし、選定についてはやはり最大限の配慮が必要だと思ふんですけれども、よくこういうところ、いろんな委員会で、当事者に当たる方たちの意見を聞きましょうというのが最近の考え方だと思いますが、当事者となると、もちろん一度失効した人ではないはずだと思うので、例えば教育委員会の中で採用に当たる側の皆さんや、今、医療と心理と福祉と法律ですけど、例えば労務や公務員、行政など、やはり公の職員として採用することができるかどうかということを知っている方に入ってもらいたいのかなと思います。5人なので、医療、心理、福祉、法律の4つ今指標が出ているので、これ以外の分野の人を入れるようなことを検討されていたりするのでしょうか。

藤井教職員課長： まず、委員の選定につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように医療、心理、福祉、法律の4分野を上げております。それ以外につきましても、これから人選の中で検討してまいりたいと思っております。人選につきましては、文部科学省から専門家の候補となるもののリストが提供されておりますので、リストを参考に来年度に向けて候補者を選定してまいりたいと思っております。

また、議事に加わることができない利害関係者ということでございますけれども、具体的には当該児童生徒性暴力等の事案の加害者もしくは被害者、代理人、親族ということで想定しております。

中村委員： 採用とは違うので教えていただきたいんですけど、児童生徒性暴力等を行って免許状が失効になって、欠格期間まであった人から、また免許状の申請があってからの話ですよ。その場合に、申請があり、免許状を授与するかどうかかわけですが、申請がたくさんあるわけですよ。基本的には、要件を満たしていれば授与されるということが前提なんですか。

藤井教職員課長： これまでの免許法のたてりというのと、失効期間3年を過ぎれば、特に審査もなく、申請を基に授与してくるというふうにしてまいりました。ただ、採用任用とは別の話で、免許は渡すけども、実際に教壇に立ってもらわなければならないのは、任命権者がしっかりその人を見て判断するというをやっております。

このたびの規則制定におきましては、その授与の段階で本当に授与していいものかというものを審査するというので、改めてその審査会を設けるということでございます。

中村委員： 個人的には採用はあり得ないと思うのですが、本県は、形式的には申請があれば、これまでであれば、当然に免許状を授与したケースにおいて、あえて免許状の授与すら認めないということがあり得るということになるという理解で合っていますか。

藤井教職員課長： 委員のおっしゃるとおりで、そういう認識でございます。

中村委員： ということは、ここでこの審査会で否決というのか、授与しないという決定をするということは、かなり重い判断になるということなんですね。

藤井教職員課長： そうです。

中村委員： 分かりました、ありがとうございます。

志々田委員： 例えば、懲戒免職した場合も教員免許は失効されますでしょうか。

藤井教職員課長： はい。

志々田委員： そういう方たちが再審査を受けたいというって、今までも免許を申請してくる数は、年間どれぐらいあったのでしょうか。

藤井教職員課長： これまでの失効又は取上げ状況ですけども、過去3年間振り返りますと、令和4年度で6名、5年度で6名、今年度5名の免許状が失効又は取上げとなっております。そして、過去、そうですね、検索できるところまでいきますと、広島県では、先ほど申しました3年間を含めて全部で77名の免許を失効又は取上げとなったこととなります。その77名のうち、広島県が再授与を行ったのは5名でございます。ただ、この5名につきましては、先ほども申しましたように広島県での勤務は行っていないという状況でございます。

志々田委員： はい、分かりました、ありがとうございます。

中村委員： 77名中、申請は何名だったのですか。77名の申請のうち再授与が5名ですか。

藤井教職員課長： 77名のうち、再申請があったのは5名で、欠格期間3年を過ぎておりますので、免許は授与しています。

菅田委員： 今後、審査会ができて、再申請し、授与できないと判断された場合、再度、申請はできるのですか。

藤井教職員課長： 申請することは可能ですが、審査会の審議の中で、かつて授与できないと判断されたという経緯も踏まえながらの審査になるということです。

菅田委員： 分かりました。

中村委員： これまでの不祥事等々の累積のことも考えれば、免許状を授与していいのでしょうかというのが率直な感想だと思うのですが、やはり国の方針に従ってこういう手続をせざるを得ないということなのですか。

菅田委員： これは再授与をさせないための委員会というわけではないのですか。

藤井教職員課長： まず、この審査会ですけれども、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職になった教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならないというのが基本的な考え方で、その上で、再授与を希望する申請者ごとに、失効や取り上げるに至った具体的な経緯や刑罰等を判断し、その後の治療歴であるとか、そういったものを加味して個別具体的に検討するという機会を設けるというものでございます。

中村委員： この審査会がもしないままであるならば、それでも授与を認めないというのはあり得るのですか。

藤井教職員課長： これまでの体制ですと、授与を認めないということはなかったもので、欠格期間3年を過ぎれば授与してまいりました。

小田原委員： この再授与をされた方で、先ほどは広島では採用していないという話だったのですが、結局再授与された人たちはどうなっていくのですか。その後、どこでどう働いているのか気になりました。

藤井教職員課長： それぞれ申請者の状況というのは、そこまで追いかけていないので分からないんですけども、免許状を復活させるだけで別の職業に就いてる方もおられるかもしれませんし、改めて教壇に立とうと思った場合、全国的にも失効者の管理システムが国にあり、名前と生年月日を入力すると、かつて失効した者は名前が出てくるというふうにチェックがかかるようになっております。

小田原委員： ありがとうございます。

細川委員： 先ほど菅田委員がおっしゃったように、3年の欠格期間がここで過ぎるので、こういう規則をつくっておかないと、また授与せざるを得ないというのを避けたいということと、仮に申請が出て、断定してはいけません、授与が認められるということも考えにくいと思ってよろしいのでしょうか。

藤井教職員課長： この審査会においても、出席委員から全員の意見を聞いた上で、原則として出席委員の全会一致ということでもって決定していくので、難しいというふうに思います。

再授与を行う場合として、治療や更生の程度、社会的活動の状況や被害者との関係性を含む反省の程度を総合的に考慮して、再び児童生徒を性暴力等行わないことの高度の蓋然性があり、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることが証明があった場合に限られる。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められれば、基本的には再授与は行わないというのが指針の中で示されている基準となっております。

篠田教育長： 極めてハードルは高いと思います。

志々田委員： 今お話を聞くと、やはり本当はそういう失効した人に免許はもうあげませんというようなルールをつくりたいのだけれども、それはいろいろ職業選択の自由など、御本人が学んだことの個々人の権利というものもあるので、そういう禁止事項はできないからこそ、こういう形で、その人なら大丈夫ですよということを5人が同時に一致して、もう一回頑張ってもらいましょうと思えるような事案であったら、再授与できるという余地を残した制度と理解してもいいですか。

藤井教職員課長： 委員のおっしゃるそのとおりでございます。

志々田委員： よく分かりました。

篠田教育長： 他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全員 挙手 )

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

本日は以上で、本日の会議の全ての日程を終了いたします。ありがとうございました。